

概要

- 自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが必要。
- 一方、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、年度末にかけて人件費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定して障害福祉サービスを受けられる環境を整備するもの。

対象事業所	補助条件	対象期間	対象経費及び補助率
障害者支援施設	①自動車事故による重度後遺障害者1人以上に対して、障害福祉サービスを提供していること ② 厚生労働省の定める各事業における人員配置基準を超えて人員を配置していること 等	令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで	対象事業所が新規雇用した職員に係る対象期間内における人件費 (給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費) 補助率：定額(100%)
グループホーム			
重度訪問介護事業所			
居宅介護事業所			

<補助対象範囲の具体的イメージ>

